

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 34 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 71 号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第 2 条 法第 5 条第 5 項（法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第 1 号によるものとする。

(特定開発行為許可申請書の添付書類)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の申請書には、同条第 2 項に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 特定開発行為を行おうとする土地について申請者が所有権その他の使用する権利を有することを示す書類又は有する見込みに関する書類
- (2) 特定開発行為につき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、申請者が当該処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (3) 特定開発行為を行う土地の区域の面積求積図及び斜面又は溪流と特定開発区域の関連を示す現況写真

2 省令第 8 条第 2 項に規定する計画説明書は、別に定める様式による特定開発行為計画説明書によるものとする。

(着手の届出)

第 4 条 法第 9 条第 1 項の許可（以下第 7 条を除き「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る対策工事等（法第 11 条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）に着手したときは、遅滞なく、別に定める様式による特定開発行為着手届出書を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(許可標識)

第 5 条 許可を受けた者は、特定開発行為の期間中、当該特定開発行為に係る土地の見やすい場所に特定開発行為許可標識（様式第 2 号）を設置しなければならない。

(住所、氏名等の変更届)

第 6 条 許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、その変更の日から 14 日以内に別に定める様式による住所氏名変更届出書を局長に提出しなければならない。

(協議)

第 7 条 法第 14 条（法第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する協議は、法第 9 条第 1 項の許可及び法第 16 条第 1 項の変更の許可の申請の手続きの例により行うものとする。

(変更の許可)

第 8 条 法第 16 条第 2 項に規定する申請書は、別に定める様式による特定開発行為変更許可申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第 8 条第 2 項及び第 5 項並びに第 10 条第 1 項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に係るもの及び第 3 条第 1 項各号に規定する書類のうち特定開発行為の変更に係るものを添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出)

第 9 条 法第 16 条第 3 項の規定による届出は、変更の日から 14 日以内に、別に定める様式による特定開発行為変更届出書により、局長に提出しなければならない。

(休止等の届出)

第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を6月以上休止をするとき、又は当該許可に係る対策工事等を再開したときは、遅滞なく、別に定める様式による特定開発行為休止（再開）届出書を局長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第11条 許可を受けた者が死亡した場合（法人にあっては、解散した場合）において、その相続人（法人にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、許可を受けた者が有していた地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者が有していた地位を承継した者は、速やかに別に定める様式による地位承継届出書にその事実を示す書類を添えて、局長に提出しなければならない。

第12条 許可を受けた者から当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、局長の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた地位を承継することができる。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による権原承継承認申請書にその事実を示す書類を添えて、局長に提出しなければならない。

（廃止届の添付書類）

第13条 法第19条の規定による届出をしようとする者は、省令第17条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害の防止のための措置を記載した書面

（2） 特定開発行為の廃止時における当該特定開発行為の状況を示す図面及び写真

（申請書等の提出部数）

第14条 法、省令及びこの規則の規定により知事又は局長に提出する申請書又は届出書及び添付書類の提出部数は、申請書にあっては正本1部及び当該特定開発行為を行おうとする区域が所在する市町村の数に1を加えた数の写し、届出書にあっては正本1部とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

5.5 センチメートル	第 号	身 分 証 明 書
	3 センチメートル	氏 名 生年月日 上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項及び第21条第1項の規定による立入検査等を行う者であることを証明する。
	2.4センチメートル	有効期限 年 月 日から 年 月 日まで
		振興局長 氏 名 印
		9.1センチメートル

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜粋

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 (省略)

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6～10 (省略)

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合については準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第2号 (第5条関係)

70センチメートル以上	
特定開発行為許可標識	
特定開発行為の許可番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル
特定予定建築物の用途	
対策工事の概要	
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
対策工事等の予定期間	年 月 日から 年 月 日
許可を受けた者	住所(所在地) 氏名(名称) (電話)

↑
60センチメートル以上
↓

↑
120センチメートル以上
↓